

# 令和5年 第8回 坂戸市 農業委員会 会議録

1. 開催日時 令和5年8月25日 午後1時58分から午後3時00分
2. 開催場所 坂戸市役所201会議室
3. 招集者氏名 農業委員会会長 石川 猛
4. 議長名 農業委員会会長 石川 猛
5. 農業委員出席者 10名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	中里 和子	出		7	齊藤 貴作	出	
2	高橋 光行	欠		8	小島 保	出	
3	黒川 英巳	出		9	松永 貴夫	出	
4	石川 猛	出		10	岡野 和紀	出	
5	新井 雅之	出		11	林 真由美	出	
6	小川 邦雄	出					

6. 最適化推進委員出席者 8名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
12	栗原 一雄	出		16	根本 武男	出	
13	武藤 恭久	出		17	栗原 昇	出	
14	澤田 一成	出		18	野口 郁夫	出	
15	浅海 五月	出		19	鹿ノ戸 健次	出	

7. 議事参与者

職	氏名	職	氏名

8. 事務局

職	氏名	職	氏名
事務局長	岡田 全弘	主任	赤澤 結
主任	藤野 泰弘	主事	蛭間 祐貴

9. 開会

会長 石川 猛 は議長席に着き、出席農業委員が定足数に達していることを確認したため、令和5年第8回坂戸市農業委員会総会の開会を宣言した。

10. 議事録署名委員選任の件

議長は、本件について、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任した。

委員 林 真由美      委員 中里 和子

## 11. 議決事項及び議事の要領

### 議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番案件の所在地は石井の宿山、外3筆です。地目は畑で地積は合計で302.99㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

2番案件の所在地は新堀の金井です。地目は畑で地積は125㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は駐車場で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、雨水排水については砂利敷きによる自然浸透処理となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

3番案件の所在地は戸口の田町です。地目は畑で地積は329㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

4番案件の所在地は北峰の西浦、外1筆です。地目は畑で地積は合計301㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契

約の内容は所有権移転です。

現地を確認しましたが、草等伸びておらず、管理されておりました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

5番案件の所在地は北峰の毛池です。地目は畑で地積は405㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は使用貸借権設定です。

現地を確認しましたが、草等伸びておらず、管理されておりました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものではなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て水路への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

議長 担当地区より説明をお願いします。

1番 勝呂地区 野口委員

2番 入西地区 齊藤委員

3番 入西地区 新井委員

4番～5番 入西地区 根本委員

(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 1番案件の譲渡人は、2名です。1名は相続により申請地を取得しましたが、日中は勤めており、耕作ができません。また、もう1名の方についても、相続により申請地を取得し、以前は周囲の方が家庭菜園として利用していたようです。しかし、現在は耕運機1台があるものの、高齢により耕作は困難とのこと。周辺はほとんどが宅地化されていて、近隣の営農に影響はありません。

小委員会では、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、皆様のご審議をよろしくをお願いします。

委員 2番案件は申請地を含め、周囲13区画で転用がされ、すでに工事が完了して入居されている住宅もあります。申請地の譲渡人は高齢で、近隣に家族は住んでいるものの、所有する農地を手放すことにしたそうです。手放すにあたって、すべて住宅としてではなく、長年住んだ地域に役立てて欲しいとの思いがあったそうです。申請地域の世帯数は数年で倍以上に増加したこともあり、駐車場増は必要であると考えます。申請地の近隣には、農地がなく、影響はないと考えます。

小委員会では、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、皆様のご審議をよろしくをお願いします。

委員 3番案件の申請地は、以前ご審議いただいた場所の隣接地です。譲渡人に確認したところ、今後も農業を行う気はなく、近隣の方も仕方がないのご意見でした。隣接地に農地はないため、周辺農地への影響もないと思われま

小委員会では、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

4番案件の申請地は以前ご審議いただいた場所の隣接地です。適切に管理はされてきました。しかし、所有者の1名は、自身や家族で今後農業を行う気はなく、もう1名についても、相続したが農業を行う気はなく手放したいとのこと。周辺農地への影響はなく、小委員会では転用はやむを得ないということでありますので、ご審議をよろしく申し上げます。

5番案件の申請地は、譲渡人は夫婦で勤めており、農業を行うのは困難とのこと。また、息子夫婦が譲渡人宅の近隣に住宅を建てたいとの話があり、申請にいたったそうです。

周辺農地への影響はなく、小委員会では転用はやむを得ないということでありますので、ご審議をよろしく申し上げます。

議 長 議案の説明は終わりました。ご質疑等はございますか。

議 長 無いようですので、採決を行います。  
議案第33号農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議 長 全会一致と認めます。議案第33号は、許可相当と決定します。

#### 議案第34号 農用地利用集積計画について

議 長 議案第34号 農用地利用集積計画について審議します。事務局より説明をお願いします。

事務局 【農用地利用権設定申出状況により説明】

8月分の農用地利用権設定申出は、更新がなく新規のみで、件数は5件、筆数は17筆、面積の合計は10,895.76㎡です。新規の内訳はすべて一般分です。合意解約は、一般分のみで19件、34筆、32,697㎡です。

令和5年8月1日設定後の利用集積面積ですが、大変申し訳ありませんが、前回の総会で利用集積面積を3,280,761.77㎡と説明しておりましたが、5月の総会で審議した公社分の新規の面積の算入が漏れていたため、3,281,729.77㎡に修正させていただき、令和5年9月1日設定後の利用集積面積は合計3,259,928.53㎡となります。

議 長 ご質疑等はございますか。

議 長 無いようですので、採決を行います。  
議案第34号農用地利用集積計画については、原案のとおり決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議 長 全会一致と認めます。よって、議案第34号については、原案のとおり決定します。

議案第35号 農業経営基盤強化促進法に基づく「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更」に対する意見について

議長 議案第35号 農業経営基盤強化促進法に基づく「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更」に対する意見について審議します。

本日は、議案の説明のために農業振興課職員が出席しています。農業振興課より説明をお願いします。

農業振興課 農業経営基盤強化促進法は、効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、規模拡大などにより農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対して総合的に支援しようとするもので、昭和55年に制定された法律です。農業経営基盤強化促進基本構想とは、本法第6条に基づき、市町村で定めることができるもので、農業委員会になじみが深いものとして、認定農業者認定の水準や貸借権設定の条件の策定などがあります。

今回、令和5年4月1日に施行された法の一部改正及びそれに伴う県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の変更により、市の基本構想についても見直しを行うことになりましたので、主な変更点を説明します。

(新旧対照表と照らし合わせながら説明)

人・農地プランや利用権設定等促進事業の記載の見直しについては3点、1点目に、人・農地プランに基づく表現から地域計画の趣旨に即した表現に変更します。2点目に、農地の集積・集約化の手法から利用権設定促進事業を削除します。3点目に、令和6年度末までの経過措置期間中は農用地利用集積計画による権利設定が可能なことから、附則にその旨を記載します。

続いて、農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備の規定については、農業を担う者の確保及び育成の考え方、就農等希望者受入体制、市内の関係機関との役割分担・連携の考え方についてを記載し、それに伴い、農業経営基盤促進事業に関する事項から農業従事者や新たな農業経営者の養成・確保の項目を削除します。

次に、協議の場の設置方法、地域計画の区域の基準等の規定についてです。協議の場の設定方法として、協議の場の開催時期、開催に係る情報提供の方法、参加者、協議すべき事項等について記載することとなっています。

最後に、今回の変更は埼玉県の「農業経営基盤の強化に関する基本方針」の変更と同様に変更しています。

議長 ご質疑等はございますか。

委員 変更点を要約して教えていただきたい。

農業振興課 令和5年4月1日施行の「農業経営基盤強化促進法」の改正に伴って変更される大きな点としては、利用権設定等促進事業の記載が削除されることに伴い、各県や各市町村でも「利用権」の文言が削除され、中間管理一本で行っていくことです。

また、附則に経過措置期間中の2年間は農用地利用集積計画による権利設定が可能であることが記載され、人・農地プランが地域計画に変わる形になります。

委員 文言が消えるだけで、利用権設定そのものがなくなるわけではないのか。

事務局 利用権設定等促進事業が農地中間管理事業に一本化され、2年間は経過措置期間として基盤法に基づいて利用権設定を行うことができます。その条件として、

地域計画を令和7年3月31日までに制定し、そのことによって中間管理事業に利用権設定が統合されます。つまり、地域計画が策定されるまでが経過措置期間として利用権設定が行え、その後は中間管理事業に統一される。と、理解しています。

委員 利用権設定が中間管理事業に変更されるとあったが、自動的に変更されるのか。中間管理と新たに契約しなおすのか。

農業振興課 現在詳細は未定です。利用権の設定期間が満了した後、中間管理に移行するのか、地域計画が執行されてから移行するのかについては、こちらはまだ情報がございませんので、未定です。

委員 中間管理が満了するまでとなると、ものによっては切替えが随分先になるのではないかと。

事務局 一般論に基づく、旧法に基づいた契約はそのまま有効だと考えています。現在の新規の利用権設定については、経過措置中だと考えており、令和7年4月1日以降は中間管理事業が適用されると考えています。詳細については、県並びに農業会議から情報が入ったら、お知らせします。

委員 地域計画策定にあたって、地域によっては協議の場が何度も必要になるとも出てくる。協議を行うことについて市からの通知はどのようにしていくのか。

農業振興課 農用地の指定がある地域を先行して地域役員さんを中心に地域計画を策定することを計画しています。随時、地域毎に通知していく予定です。

事務局 2年間に各地域で土地改良区、中間管理の重点地区、基盤整備を行っている土地等の集落を中心に考えていくことを想定しています。農振・農用地の集落単位での協議を各地区で行っていく予定です。

今後の協議の場としては、字、大字単位で行われる可能性が高いため、その際は委員・推進委員の皆さんが地域の農業者のリーダーとしてご協議いただきたいと思います。

議長 それでは、採決を行います。  
議案第35号農業経営基盤強化促進法に基づく「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更」に対する意見については「意見なし」と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議長 全会一致と認めます。  
よって、議案第35号は「意見なし」と決定し、坂戸市長に回答いたします。

#### 報告第9号 専決処分の報告について

議長 報告第9号 専決処分の報告について、事務局より説明してください。

事務局 報告第9号ですが、今月の専決処分は、農地法第3条の3の届出5件、農地法第4条の農地転用届出2件、第5条の農地転用届出14件です。内容は、記載のとおりで、申請内容及び添付書類とも適正であったため、事務局長専決により届

出を受理しました。

議長　　ご質疑等がございますか。  
          (質問・意見なし)

12. 閉　会

会長　石川　猛は、議事がすべて終了したため、令和5年第8回坂戸市農業委員会  
総会の閉会を宣言した。

上記会議の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和5年8月25日

坂戸市農業委員会

会　長

署名委員

署名委員